

消費税（国税）

■納める人

国内取引	資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を事業として行う個人事業者及び法人
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

■納める額

$$\text{課税期間の課税 売上げの額（税抜き）} \times \text{税率（4\%）} - \text{課税期間の課税 仕入れの額（税抜き）} \times \text{税率（4\%）} = \text{税額}$$

※ 消費税と地方消費税（消費税率換算で1%相当）をあわせて5%となります。

■納める方法

国内取引	個人事業者は、翌年の3月末日までに申告して納めます。 法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告して納めます。
輸入取引	原則として、外国貨物を保税地域から引き取る時までに申告して納めます。

地方消費税（府税）

■納める人

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供など国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

区分	納める人
譲渡割	課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人
貨物割	課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供などにかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

■納める額

$$\text{消費税額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●税率 25%

（消費税（税率4%）額の25%で、消費税率に換算すると1%相当となり、消費税と地方消費税の合計は5%となります。）

■納める方法

「譲渡割」については住所地の税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税とあわせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

総額表示

平成16年4月1日以降、値札などに消費税（含む地方消費税）相当額を含んだ税込価格を表示することが義務付けられています。

たばこ税（府税、国税、市町村税）

■納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業㈱、たばこの輸入業者及び卸売販売業者）が府内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合などに納めます。

■納める額

$$\text{売り渡し等をした製造たばこ本数（課税標準）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

【製造たばこ（旧3級品を除く）にかかる税率】

区分	税目	税率 (1,000本あたり)
府税	府たばこ税	1,074円
国税	たばこ税	3,552円
	たばこ特別税	820円
市町村税	市町村たばこ税	3,298円

【旧3級品のたばこにかかる税率】

区分	税目	税率 (1,000本あたり)
府税	府たばこ税	511円
国税	たばこ税	1,686円
	たばこ特別税	389円
市町村税	市町村たばこ税	1,564円

※ 旧3級品の紙巻たばこは、次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。

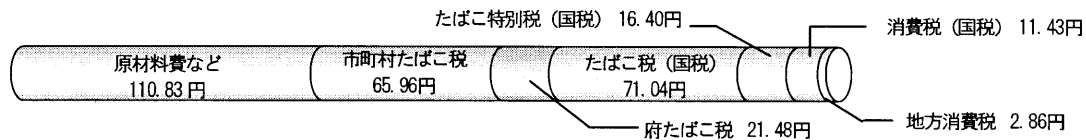
①わかば ②エコー ③しんせい ④ゴールデンパット（ボックスを除く） ⑤ウルマ ⑥バイオレット

■納める方法

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめ、申告し、納めます。



たばこ1箱に含まれる税金（1箱20本入300円のたばこの場合）



ゴルフ場利用税（府税）

■納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。

ただし、次の人が利用する場合は非課税となります。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 身体障がい者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民体育大会に参加する選手が国民体育大会の競技としてゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合。

※ ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が1から5に該当することを証明する必要があります。

※ 学校教育法第1条に規定する学校とは「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大を含む）及び高等専門学校のことです。

■納める額

●税率

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

等級	税率 円
1級	1人1日につき、1,200
2級	1,150
3級	1,000
4級	800
5級	650
6級	450
7級	350

■納める方法

ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）が、利用料金と合わせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめて中央府税事務所に申告し、納めます。

狩猟税（府税）

■ 納める人

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※ 狩猟税は目的税でその収入は、鳥獣の保護及び狩猟の施策に要する費用に充てられます。

■ 納める額

免許の種類	種別	税率
第一種銃猟（注1）	① 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	② ①の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	③ 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	④ ③の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	
網猟 又は わな猟（注2）	⑥ 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑦ ⑥の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑧ 府民税の所得割額の納付を要しない人	5,500円
	⑨ ⑧の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑩ ⑦の人のうち、農林水産業に従事している人	
第二種銃猟（注3）		5,500円

（注1）第一種銃猟…装薬銃

（注2）網猟…網、わな猟…わな

（注3）第二種銃猟…空気銃

※ 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※ 対象鳥獣捕獲員の方が狩猟者の登録を受ける場合は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、上記税額に2分の1を乗じた税額となります。

■ 納める方法

狩猟者の登録を受ける時に、府が発行する狩猟税証紙を狩猟者登録申請書に貼り付けることにより納めます。

利子等に係る府民税 府民税利子割（府税）

■ 納める人

利子等の支払を受ける人（注）が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

（注）「利子等の支払を受ける人」とは、個人、法人を問わないので、法人も納税義務者となりますが、法人に対して課された利子等に係る府民税は、法人府民税（法人税割）の申告の際に控除され、控除しきれないものについては還付又は未納徴収金への充当によって調整されます。

■ 納める額

$$\text{支払を受けるべき利子等の額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 支払を受けるべき利子等

- ① 公社債、預貯金等の利子
- ② 金融類似商品（定期積金、抵当証券、一時払養老（損害）保険等）の利息、差益等

● 税率 5%

※ 別に所得税が5%の税率で課税されます。

次の利子等は非課税となります。

障がい者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度に係る利子等

・ 少額預金非課税制度 } 元本それぞれ350万円以下
・ 少額公債非課税制度 }

※ 日本郵政公社の民営化（平成19年10月1日）に伴い、郵便貯金非課税制度は廃止され、少額預金非課税制度の適用対象となります。また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等

・ 財形住宅貯蓄 } 元本合計 550万円以下
・ 財形年金貯蓄 }

非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等

その他所得税において非課税とされる利子等

■ 納める方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等（特別徴収義務者）が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税（府民税利子割）を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

特定配当等に係る府民税 府民税配当割（府税）

■ 納める人

平成16年1月1日以降に特定配当等の支払を受ける人（個人）が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

■ 納める額

$$\text{支払を受けるべき特定配当等の額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 支払を受けるべき特定配当等

- ①上場株式等の配当等
- ②公募証券投資信託（公社債投資信託以外）の収益の分配に係る配当等
- ③特定投資法人の投資口の配当等

● 税率 5%

（ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は3%）

※ 別に所得税が15%の税率でかかります。（ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は7%）

■ 納める方法

特定配当等の支払をする上場法人等（特別徴収義務者）が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

※ 前年に府民税配当割を課された場合、翌年の個人住民税の申告（確定申告を含む）において、総合課税を選択することもできます。

特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割（府税）

■ 納める人

平成16年1月1日以降に特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人（個人）が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う証券業者等の本社を通じて納めます。

■ 納める額

$$\text{支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ①源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ②源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

● 税率 5%

（ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は3%）

※ 別に所得税が15%の税率でかかります。（ただし、平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間は7%）

■ 納める方法

特定株式等譲渡所得金額の支払をする証券業者等（特別徴収義務者）が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税（府民税株式等譲渡所得割）を徴収し、一年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

※ 前年に府民税株式等譲渡所得割を課された場合、翌年の個人住民税の申告（確定申告を含む）において、総合課税を選択することもできます。

相続税（国税）

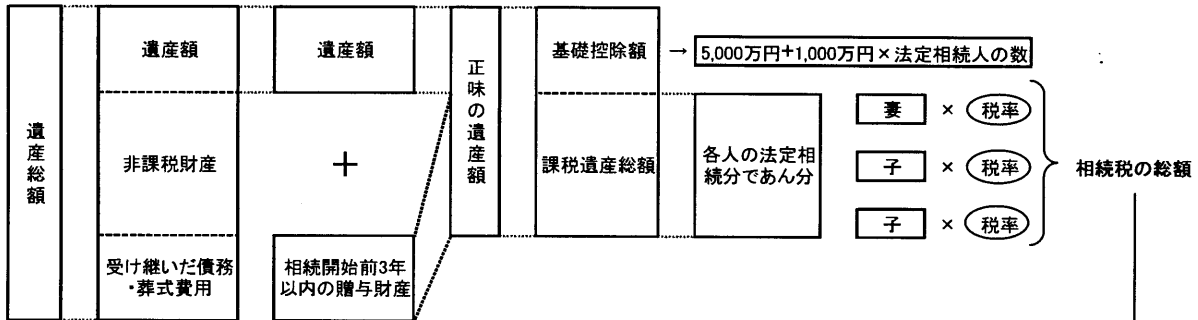
■納める人

相続や遺贈（死因贈与を含みます。）によって財産を取得した人及び相続時精算課税の適用を受ける贈与によって財産を取得した人

■納める額

課税遺産総額を法定相続分どおりに分けたものとして、各法定相続人別に税額を計算してこれを合計し、相続税の総額を計算します。

この相続税の総額を各相続人や受遺者が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分した額が、各人の相続税額です。



※ 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産がある場合は、遺産総額に加算します。

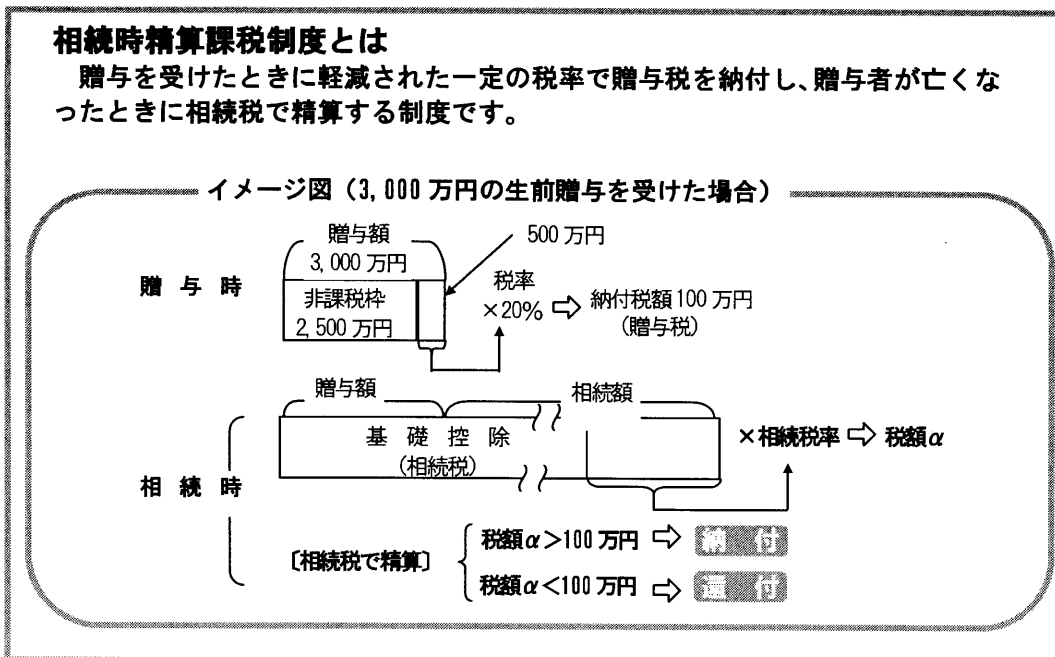
$$\left\{ \text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right\} - \text{各人の税額控除} = \text{税額}$$

■納める方法

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告して納めます。

■その他

相続時精算課税制度の概要については、下図を参考にしてください。



贈与税（国税）

■納める人

個人から財産をもらった人

■納める額

〔受贈財産の価額－基礎控除額（110万円）〕

課税価格

$$\times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

【贈与税速算表】

課税価格		税率	控除額
200万円以下		10%	—
200万円超	300万円以下	15	100,000円
300万円超	400万円以下	20	250,000円
400万円超	600万円以下	30	650,000円
600万円超	1,000万円以下	40	1,250,000円
1,000万円超		50	2,250,000円

■納める方法

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告して納めます。

■その他

贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあり、一定の要件を満たす場合には、相続時精算課税を選択することができます。相続時精算課税制度の概要については、相続税を参考にしてください。

